

改 正 後	改 正 前
<p>1 1 特定金融会社等関係</p> <p>11-1 登録の申請 届出等関係</p> <p>(略)</p> <p>11-1-2 登録の申請の処理 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第6条の規定による登録申請書は、次により取り扱うものとする。 登録番号は、財務局長(福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。)ごとに、決裁を終了した順に1号から一連番号とするものとする。 登録がその効力を失った場合は、登録番号は次番とし、補充を行わないものとする。 (略)</p>	<p>1 1 特定金融会社等関係</p> <p>11-1 登録の申請 届出等関係</p> <p>(略)</p> <p>11-1-2 登録の申請の処理 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第6条の規定による登録申請書は、次により取り扱うものとする。 登録番号は、財務局長(福岡財務支局長を含む。以下同じ。)ごとに、決裁を終了した順に1号から一連番号とするものとする。 登録がその効力を失った場合は、登録番号は次番とし、補充を行わないものとする。 (略)</p>